

# 経済建設常任委員長報告

委員長 五嶋義行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第83号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」

## 建設課所管分

委員より、「橋梁維持工事費として1,890万2千円が計上されているが、工事を実施する場所はどこか。」との質疑があり、**建設課長**から、「阿蘇市浄化センター前のみやま橋と、成川の成川新川橋の2橋です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「住宅・建築物アスベスト改修事業補助金は、民間施設が今回は対象となっているが、民間の施設であっても公費

を使うのか。」との質疑があり、**課長**から、「平成18年度から始まったこの事業は、民間施設でも不特定多数の方が利用される施設であれば、補助の対象

## 住環境課所管分

委員より、「住宅管理費の修繕料として515万円が計上されている



工事中の成川新川橋

が、老朽化が進む住宅の修繕は、どのように計画しているのか。」との質疑があり、**住環境課長補佐**から、「一

部の住宅ではストック改善事業や国の補助等を受け、計画的に維持改修を行っていますが、それ以外の用途廃止や撤去等を検討している住宅につきましては、現在入居されている方々の生活を守るために、必要な部分のみを申し出に基づき対応しています。」との答弁がありました。

さらに、委員より、「老朽化が進む住宅の入居者には、一人暮らしの高齢者もおられる。この方々の今後の住居確保に向け、手厚い保護と、要望へのきめ細やかな対応は可能か。」との質疑があり、**課長補佐**から、「用途廃止が予定されている住宅



市営住宅

に入居されている方々には、優先的に災害公営住宅への入居をご案内していますが、高齢の方々には資金面や体力的な部分に配慮しながら対応します。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「市営新橋団地の一部の土地売却収入が計上されているが、市有地の整理は重要課題である。特殊な形状をした土地や事業の残地等は積極的に整理し、維持管理費の軽減を図るべきではないか。」との質疑があり、**土木部長**から、「不要となった余剰地等は、市全体の問題でもありますので庁内で検討し、積極的に売却や貸付けを行い、

予算確保に繋がりたいと思います。」との答弁がありました。

### 観光課所管分

委員より、「阿蘇山上展望公園を整備する予算が計上されているが、景観確保のため、阿蘇山上神社と西巖殿寺奥の院の整備についても積極的な働きかけや支援ができないか。」との質疑があり、**観光課長**から、「両施設を含む噴火口一帯は性格化しているとの見解もありますので、両施設に対し文化財産として捉えるなど何等かの手立てができないか検討していきます。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より「市民の方から山上にトイレが無いとの話をよく聞くが、公園整備に合わせて設置に向けた取り組みはできない

か。」との質疑があり、**課長**から、「このことは大きな課題として捉えており、現在検討を進めています。」との答弁がありました。

### まちづくり課所管分

委員より、「一の宮中央駐車場精算機改修工事は、以前からの懸案事項となっていたバスの駐車料金の精算にも対応するのか。」との質疑があり、**まちづくり課長**から、「バスの精算機能は、既に確保している予算で対応します。今回の予算は、インターフォンやセキュリティー関連の工事費用です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



一の宮中央駐車場精算機

議案第89号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」  
議案第90号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

を一括議題として審査を行いました。

委員より、「使用料は一括で納入されるのか。また、前払いなのか。若しくは後払いとなるのか。」との質疑があり、**農政課長**から、「使用料の收受の所管は財政課

ですが、過去には前納又は後納での納入、また分割での支払いもありました。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第91号「和解及び損害賠償の額の決定について」

委員より、「和解の対象者の車両が破損し

た現場は、前もって立ち入り禁止にしておけば事故は発生しなかったのではないか。」との質疑があり、**住環境課長**から、「現場は番

出住宅の解体跡地なので、車両の乗り入れを想定しておらず、また小学生の送迎用駐車場として日常的に使用されている実態を把握していなかったため、立ち入り禁止等の措置を執っていませんでした。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「民有地ならば勝手に使用し事故が発生した場合、その土地の所有者に損害賠償を求めるとはおかしい。保険会社から損害賠償金が支払われるため市の実損は無いが、過失としての記録は残ることとなるため、保険会社と協議する際には、過失割合について十分に検討を尽くすべきでは。」との質疑があり、**課長**から、「過失割合については、同様の主張を保険会社へ長期間にわたり申し入れを行ってきました。しかしながら、保険会社の『市有地については市が管理責任を負い、また駐車場利用の常態化を鑑みれば対象者の過失責任も問えない』との見解により、市の管理に瑕疵があつたと判断せざるを得ず、今回の示談に至ることになりました。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。